

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準解説（案）

根拠規定 ● 運営条例	基準解説
● 第 16 条（特定教育・保育に関する評価等） 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は<u>外部の者による評価</u>を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 ● 第 45 条（特定地域型保育に関する評価等） 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	3 年に 1 回以上第三者評価を受審すること。 特定地域型保育事業についても同様とする。
● 第 23 条（掲示） 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、<u>運営規程の概要</u>、職員の勤務の体制、利用者負担の内容その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 ● 第 50 条（準用） 第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び<u>第 23 条から第 33 条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。</u> （参考） ● 第 20 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第 23 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1）施設の目的及び運営の方針 （2）提供する特定教育・保育の内容 （3）職員の職種、保育士資格及び幼稚園教諭免許状の有無、職務の内容並びに員数 （4）特定教育・保育の提供を行う日（法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 （5）支給認定保護者から受領する利用者負担の内容その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 （6）第 4 条第 2 項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 （7）特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定する選考方法を含む。） （8）緊急時等における対応方法 （9）非常災害対策 （10）虐待の防止のための措置に関する事項 （11）前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項 ● 第 46 条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第 50 条において準用する第 23 条において「運営規	運営規程の概要として、以下の事項を掲示すること。 （1）施設の目的及び運営の方針 （2）提供する特定教育・保育の内容 （3）職員の職種、保育士資格及び幼稚園教諭免許状の有無、職務の内容並びに員数 （4）特定教育・保育の提供を行う日（法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 （5）支給認定保護者から受領する利用者負担の内容その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 （6）第 4 条第 2 項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 特定地域型保育事業についても同様とする。

程」という。)を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定地域型保育の内容 (3) 職員の職種、保育士資格の有無、職務の内容及び員数 (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日 (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担の内容その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 利用定員 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考方法を含む。) (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) 連携施設の種類及び名称並びに当該連携施設との連携協力の概要 (12) 前各号に掲げるもののほか、特定地域型保育事業の運営に関する重要事項	
●第34条(記録の整備) <u>特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</u> 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 (3) 第19条に規定する区市町村の長への通知に係る記録 (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 施設ごとの職員に係る賃金台帳 (7) 特定教育・保育の提供に際し関係機関等と締結した委託契約等に係る書類 ●第49条(記録の整備) 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第44条の指針に準じて行う特定地域型保育の提供に当たっての計画 (2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録 (3) 次条において準用する第19条に規定する区市町村の長への通知に係る記録 (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録	整備する記録は、保育所の備付帳簿に準ずる。 (参考)別添備付帳簿 児童票等、教育・保育を提供した児童個人に係る記録の完結の日は、卒園(退園)の年度末とする。 保育所児童保育要録(保育要録)は、保育所保育指針の施行に際しての留意事項について(平成20年3月28日厚労省通知)により、「(3)保育所は、作成した保育所児童保育要録の原本について、保育所児童保育要録の趣旨にかんがみ、当該児童が小学校を卒業するまでの間保存することが望ましいこと。」とあることから、児童が小学校を卒業するまで(卒園後6年間)保存すること。 こども要録も同様。ただし、学籍等に関するものは20年間保存(認定こども園こども要録について(文科省・厚労省通知)) 幼稚園幼児指導要録は5年間保存。ただし、学籍に関するものは20年間保存(学校教育法施行規則28

(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 特定地域型保育事業所ごとの職員に係る賃金台帳 (7) 特定地域型保育の提供に際し関係機関等と締結した委託契約等に係る書類	条2項) 特定地域型保育事業についても同様とする。
●第13条(利用者負担額等の受領) 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 (3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。) (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 ●第43条(利用者負担額等の受領) 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。	区では、施設・事業の運営にあたり必要な費用に充てるため、独自に運営費の助成を行っている。上乗せ徴収、実費徴収を行う場合は、予め区に協議し、徴収する費用と助成金に重複がないか等確認すること。 また、施設・事業所の施設・設備を利用した自主事業を実施する場合も、予め区に協議すること。 特定地域型保育事業についても同様とする。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 5 特定地域型保育事業者は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	
●第44条(特定地域型保育の取扱方針) 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の指針に<u>準じ</u>、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 (参考) ●第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに<u>基づき</u>、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の指針	特定地域型保育事業についても、原則、保育所保育指針に<u>基づく</u>保育を提供することとし、基準上、保育所との差を設けない。
平成27年3月31日府政共生第350号26文科初第1464号雇児発0331第9号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(以下「府政共生第350号」通知という。) 第4 常勤以外の職員を配置する場合については、下記の算式によって得た数値により充足状況を確認すること。 (算式) 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数=常勤換算値	常勤以外の職員を配置する場合の常勤換算値の算定は、小数点以下切り捨てで算定する。

公定価格に関する F A Q (よくある質問) No. 9 常勤の教育・保育に従事する者に代えて短時間勤務の教育・保育に従事する者を充てる場合の勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を<u>上回る</u>こと。 (常勤換算値を算出するための算式) 短時間勤務の教育・保育に従事する者及び常勤の教育・保育に従事する者以外の教育・保育に従事する者の 1 か月の勤務時間数の合計 ÷ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の 1 か月の勤務時間数 = 常勤換算値	
府政共生第 3 5 0 号 別紙 2 2 所長設置加算 (1) 加算の要件 (ア) その所長が児童福祉事業等に 2 年以上従事した者(注 1) 又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(注 2) で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある場合に限る。 (注 1) 児童福祉事業等に従事した者の例示 児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等 (注 2) 同等以上の能力を有すると認められる者の例示 公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等 別紙 6、7 及び 8 2 管理者設置加算(1)加算の要件(ア) その管理者が児童福祉事業等に 2 年以上従事した者(注 1)又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(注 2) で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある場合に限る。 (注 1) (注 2) は、所長に同じ	児童福祉事業等は、児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した(する)施設・事業所における移行前の認可外保育施設等のうち、世田谷区の運営費補助対象である認可外保育施設等とする。 同等以上の能力を有すると認められる者は、公的機関等の実施する所長研修等を受講した者とする。 ただし、認可基準において、別途要件が定められている場合は、その要件を満たすこと。